

民意を反映する選挙制度実現
比例定数削減反対！ **運動情報**

憲法会議 発行

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

【憲法しんぶん速報版】

2012年11月30日

第371号 Tel 03-3261-9007
本号31号 Fax 03-3261-5453

憲法、9条が大争点 総選挙公示まで4日

憲法を守り、生かすのか、9条を破壊し、戦争する国づくりを進めるか

都知事選突入—憲法生かし、人にやさしい都政を

30日の日本記者クラブ「党首討論会」などこの間の討論会や各党の選挙政策などで、集団的自衛権行使許さず、改憲を阻止し、日本を海外で戦争する国にしないとする日本共産党などに対し、民主、自民、維新、みんななどが集団的自衛権行使容認、明文改憲を主張し、憲法問題が総選挙の大争点となっています。東京都知事選挙も憲法が争点になっています。

日本共産党は、「海外で戦争する国にさせない—憲法違反の集団的自衛権行使を許さない」「憲法改悪を阻止し、平和・人権・民主主義の原則を国政の全分野に生かす」「明文改憲も、解釈改憲も許さず、9条を守る多数派を形成するために全力をあげる」としています。社民党は「平和憲法は変えません」。これらに対し、民主党は政権政策で、「動的防衛力、南西重視など、防衛大綱にもとづいて防衛力を整備」「日米同盟を深化させる」などと「現実的な外交防衛」をうたい、一方で「民主党の理念」の部分では「憲法を活かす」と述べるなど支離滅裂な態度。自民党は政策「日本を、取り戻す。」で「集団的自衛権の行使を可能とし、『国家安全保障基本法』を制定するとしています。また、「日本らしさを憲法に掲げる」「誇りある日本をつくろう」と呼びかけ、4月に発表した「憲法改正草案」の中心点を長々と記述し、「『憲法改正原案』の国会提出・憲法改正めざし、積極的に取り組む」としています。日本維新の会は「骨太2013-2016日本を賢く強くする」で、「集団的自衛権の行使や領海統治などを定める国家安全保障基本法の整備」「自主憲法の制定」を掲げています。

憲法会議が各党の政策一覧発表

憲法会議は「各党の衆議院選挙政策から① 憲法、集団的自衛権行使、外交・安全保障に関する政策」を発表。これまでに明らかになっている11党（公明、国民新、社民、自民、改革、大地、維新の会、日本共産党、未来、民主、みんな）の該当部分をまとめました。対話や宣伝などの資料に最適です。【全文（34号）は本速報2号以降に一挙掲載】

『月刊憲法運動』普及版(憲法講座の講演などを収録)を発行

憲法会議

10月の憲法講座の3つの講演（穀田恵二国対委員長・国会報告、浦田一郎明治大教授「改憲論の現段階」、西谷敏大阪市大名誉教授「橋下・維新の会」）が、衆院選挙の争点を解明するのに役立つと好評を得ています。

憲法会議はこのほど、『月刊憲法運動』12月号普及版を作成し、活用を呼びかけています。1冊200円（送料別）。3講演、開・閉会あいさつ、憲法の眼、資料などを収録しています。

各党の衆議院選挙政策から ①

〔憲法・集団的自衛権行使、外交・安全保障に関する政策〕

公明党（1 党）／国民新党（2 党）／社会民主党（4 党）／自由民主党（7 党）／
新党改革（18 党）／新党大地（20 党）／日本維新の会（20 党）／
日本共産党（21 党）／日本未来の党（28 党）／民主党（28 党）／みんなの党（30 党）
〔50 音順〕

2012 年 11 月 30 日 憲法会議

公明党

Manifesto2012 衆院選重点政策 日本再建

（2012 年 11 月 17 日発表）

7 日本外交の再建へ。

「行動する国際平和主義」と経済連携で再構築

日本外交の再建に向け、公明党は「行動する国際平和主義」の理念を掲げ、核軍縮の推進、人間の安全保障分野で貢献する平和外交を推し進めます。同時に、国際的な経済連携を展開します。

1 混迷する日本外交の立て直し

(1)日米関係の再構築

民主党の無責任きわまる政策展開により弱体化した日米関係について、日本の平和と安全をより確かなものとするために、日米安全保障条約を堅持し、日米関係を深化・発展させる中で両国関係を再構築します。

(2)アジア外交の積極的展開

隣接する中国、韓国、ロシアに加え、発展著しい東南アジア諸国連合(ASEAN)やインドなどアジア各国との定期的な首脳間対話を実施するとともに、経済連携を一層加連させることや、人や情報、文化などにおける多重的な交流を促進することで、アジア全体の安定と発展を目指す積極的外交を展開します。

(3)領土をめぐる問題

領土と主権をめぐる問題については、日本の毅然たる対応による戦略的な外交を進めます。国際社会に日本の立場と主張を明らかにし、各国との冷静な対話を通じた平和的解決を目指します。

2 核ゼロの世界へ、核軍縮を推進

(1)「核兵器禁止条約」の提案

核不拡散条約（NPT）体制強化の推進、「核兵器禁止条約」を提案します。

(2)非核三原則の堅持と核兵器非保有宣言

非核三原則を堅持し、政府が「永遠に核兵器を保有しない」との方針を宣言するよう主張します。

(3)「核廃絶サミット」の開催

2015 年に「核廃絶サミット」を広島と長崎で行うことを提案します。

(4)6カ国協議参加国による「核不使用宣言地域」設置

「北東アジア非核地帯」を目指し、6カ国協議参加国による「核不使用宣言地域」設置を提案します。

3 「人間の安全保障」分野で世界に貢献

(1) 「人間の安全保障」分野へ予算を重点配分

経済的貧困、飢餓、麻薬、感染症から人間を守ることや、地球の環境保全、女性の地位向上、人身取引根絶、安全な水の供給、防災など「人間の安全保障」分野に政府開発援助（ODA）の20%を優先配分します。

(2) 海外で活動するNGO支援

ODA予算の5%を海外で活動する日本の非政府組織(NGO)へ還元します。

(3) 国連「平和構築委員会」活動への積極的参加

「人間の安全保障」「平和の定着構想※」の推進のため、国連「平和構築委員会」活動への日本の積極的参加を促します。

※平和の定着構想…紛争後の国に対して、紛争状態に後戻りしないような支援・取り組みを実施し、平和と安定の国づくりを目指すこと。

(4) 対人地雷被害国支援

対人地雷の探知・除去をさらに進めます。機材開発、人材育成、財政支援を実施するとともに、犠牲者支援や開発援助を行います。

4 国際的な経済連携を強化

(1) 経済連携の推進と自由貿易圏の構築

アジア太平洋地域内の経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）などに主導的に取り組み、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築を目指します。

(2) 資源外交の推進

安価な天然ガスの調達をはじめ、資源市場(価格)の安定化へ向けた資源外交を推進します。

国民新党

2012年国民新党政策集 日本再起動

(2012年11月30日発表)

国民新党重要政策2 「沖縄」問題と外交・安保

戦後、沖縄に集中して米軍基地負担を押し付けていた反省に立ち、全国で沖縄の基地負担軽減を図る必要があります。

地理的及び歴史的要因から、また日米安保の観点から、米軍基地の所在地として沖縄が適している、というこれまでの概念を見直し、日米同盟を維持し、進化させていく発想の中で、沖縄米軍基地負担軽減を必ず実現するという明確な戦略を練らなければなりません。

国際戦略環境の変化のもと、日米同盟関係のあり方を検証し、自ら国を守るという国防意識の涵養を図りながら、沖縄の基地問題を解決に導くことが重要です。国民新党は沖縄問題と日米関係の改善、進化に向けて全力で取り組みます。

こうした取り組みが、日米関係を一層強固なものにするはずですが、日本外交にとって日米関係は基軸であります。これからも深化を図っていかなければなりません。また、アジア太平洋地域の国々と密接な信頼関係を築いていくことも重要です。

日本が国際社会の中で、大きな役割を担うことで、国際社会の諸課題を解決することに貢献

できれば、世界の平和や経済発展にも寄与することになります。

このような対応を重ねていくことで、尖閣、竹島、北方4島などわが国固有の領土をめぐる外交問題に対しても「法とルールに則った対応」という、わが国の姿勢が国際的な信認を得ることになるものと確信します。更には「自らの国は自らで守る」という当たり前の考え方を立法面において実践します。

沖縄問題と外交・安保に関する具体的な政策は次のとおりです。

- ①沖縄における過剰な米軍基地負担を軽減するため、全国で負担を分かち合うための環境整備。
- ②日米地位協定の改定をはじめ、両国間の諸課題を解決し、信頼関係を強化するための日米共同研究機関の設立。
- ③普天間の固定化を避けるため、移設先を早急に検討。
- ④嘉手納以南の土地を返還する具体的な日程を決定。
- ⑤オスプレイの訓練を全国の自衛隊基地で実施。(大分県の日出生台、静岡県東富士、北海道の矢臼別の活用など)
- ⑥専守防衛の観点から、海上保安能力の向上。島嶼防衛体制の整備。
- ⑦自前の防衛生産・技術基盤を確保する体制を整備し、国防関連整備品の近代化を促進。
- ⑧アジア諸国との防衛交流や共同演習の実施を通じての信頼関係の醸成。

国民新党重要政策 7 自主「憲法」

日本国憲法は戦後長きにわたり一度も改正されていません。国際環境の変化や国家の成長と共に、憲法も現実的で生き生きとした有機体として認識する必要があります。そうした観点からも、日本人の手による、日本人のための自主憲法の制定は多くの国民が希求するものがあります。世界的に自然災害が頻発するなか、危機への的確な対応が国際協調のなかで決断されなければなりません。国民の生命、財産を守る上での自衛隊の役割を高く評価し、憲法上に自衛隊の自衛権を明記します。

わが国は世界のリーダーとして国際社会の発展と安定のために相互理解と協力体制の仕組みを強化する役割が期待されており、そうした世界の期待に応えるためにも、わが国の国際貢献を一層確実なものとする自主憲法の必要は高まる一方であると考えます。国民新党は独立国家として、日本の歴史と伝統を踏まえた普遍的な価値観を追求する自主憲法の制定に向けての国民的論議をリードしていきます。

- ①日米安全保障条約の相互主義を確立するため、まず、わが国の責務としての集団的自衛権について容認。
- ②災害から日本国民の生命財産を守るためには、このたびの東日本大震災において実現した10万人規模の自衛隊の出動実績を思い起こし、災害時における自衛隊のあり方について憲法に明記。

社会民主党

衆議院選挙公約 2012

(2012年11月22日発表)

4. 平和・国際協力

1. 領土問題は、長期的な視野で、冷静な対話で、を基本に対応します

- 領土領域の主張を強めれば、相互の偏狭なナショナリズムを刺激しあって、緊張がエスカレートすることは必至です。挑発的な対応を控え、長期的な視野で対話を積み重ねることが必要です。
- ゼロサムの争いである領有権の問題は、互いに譲歩することが難しく相互の対話だけでは解決は困難です。竹島だけでなく、尖閣諸島、北方領土問題についても、国際司法裁判所等の第三者の視点を入れた解決を目指します。
- 領土紛争のために警察力、防衛力などの実力を行使することに強く反対します。南西諸島への自衛隊配備は認めません。

2. オスプレイ配備反対！ 軍事同盟依存から多国間の安全保障体制構築へ転換します

- 国土面積の0.6%に過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設・区域の74%（約233平方キロメートル）強が集中し、とくに人口が密集する沖縄県中部地域の土地の約24%が米軍施設に占められるという異常な状態が続いています。沖縄の基地負担の軽減、基地の整理、縮小を最優先の課題として取り組みます。
- 世界一危険な飛行場と言われる普天間飛行場に、世界一危険な航空機と言われるオスプレイを配備することに強く反対します。日本全土で展開される予定のオスプレイの低空飛行訓練に断固反対します。
- 日米安保条約のために、基地の負担を沖縄一県のみ押し付け続けることは許されません。普天間飛行場については、即時閉鎖・返還の実現を強く求めるとともにあくまで「県外」・「国外」への移設を目指します。辺野古への新基地建設など、在沖米軍の基地機能の強化には強く反対します。高江ヘリパッド建設の即時中止を求めます。
- 米兵の事件・事故から住民を守るために、在沖縄米軍基地の夜間外出禁止措置の恒久化を求め、例外的な夜間外出については日本側によって出入の管理を行なわせるよう求めます。日米地位協定の全面改正を求めます。
- 本来負担する必要がない「思いやり予算」を段階的に削減します。「思いやり予算」の対象の拡大には強く反対します。在日米軍の駐留経費の追加的な負担について定めた在日米軍駐留経費負担に係る「特別協定」の更新・延長に反対します。
- 日米安保条約の軍事同盟の側面を弱めながら、将来的に経済や文化面での協力を中心にした平和友好条約への転換をめざします。
- アジア・太平洋の多国間安全保障対話を推進させます。6カ国協議の枠組みを発展させ、北東アジア非核地帯と地域安全保障機構の創設をめざします。

3. 朝鮮半島の非核化と、戦後処理問題の全面的な解決に全力をあげます

- 非軍事面のあらゆる手段を用いて、北朝鮮に核開発・保有の断念を迫ります。単純な「制裁」のみでは何も解決しません。北朝鮮との国交正常化交渉を再開し、粘り強い外交交渉によって拉致問題と戦後処理問題の解決をめざします。
- 国会図書館に戦争の事実調査を行なう恒久平和調査局を設置するための「国立国会図書館法改正案」の早期成立をめざします。また、「慰安婦」問題の最終的な解決をはかるために「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の成立をはかります。強制連行、中国残留孤児問題など、残された戦後処理問題の早期解決に取り組みます。旧日本軍兵士の遺骨収集をすすめます。
- 広島・長崎で被爆したすべての人が認定されるように、原爆症認定基準を全面的に見直します。被爆二世・三世を含めた包括的な被爆者救済のため被爆者援護法の改正を追求します。
- 強制連行問題について政治解決をはかるため、ドイツの「記憶・責任・未来財団」にならって国と企業の負担による基金を創設することを検討し、被害者・遺族への補償を行ないません。

- アジアの人々と共有できる歴史認識をつくるため、共同の歴史研究を積み重ねます。
- 戦争犠牲者を慰霊するため無宗教で対象を軍人軍属に限らない新たな慰霊施設の建設を検討します。靖国神社への政府首脳公式参拝は行ないません。

4. 平和憲法の理念の実現をめざし、自衛隊を縮小・改編します

- 憲法の理念に基づく安全保障政策を実現するために「平和基本法」を制定し、肥大化した自衛隊の規模や装備を必要最小限の水準に改編・縮小します。
- 新規の正面装備の契約を控え、防衛費に占める歳出化経費の割合を抑制します。防衛調達をめぐる不祥事の再発防止をはかるため、防衛予算の透明化をはかります。
- 「専守防衛」の理念を厳守を求め、攻撃的な装備の保有を抑制します。非現実的で膨大なコストを要するミサイル防衛のための装備の整備は凍結します。
- 集団的自衛権の行使を可能とするための憲法解釈の変更に強く反対します。自衛隊の海外派遣のための恒久法や、言論・表現の自由を侵す秘密保全法の制定に反対します。
- 海賊問題への対処については、海上保安庁の機能を強化したうえで警察力（海上保安庁）を主体とするものに組み換えます。
- 「シビリアン・コントロール」の理念を実質化し、情報公開を進めます。「武器輸出3原則」を厳格に守り、法制化を検討します。
- イラク戦争開戦とイラン戦争への日本の協力の過程の是非について、公式に検証するための委員会を設置します。
- 自衛隊内部での人権侵害を防ぎ、自衛官の労働条件等を守るために外部の目で検証・監督する「自衛官オンブズマン」の制度の創設を検討します。

5. 国連中心の外交政策をすすめて、非軍事面の国際協力を推進します

- 安全保障理事会のあり方を見直すなど、国連の民主的改革を推進し、大国主義ではない民主的な国連をめざします。
- 政府開発援助（ODA）予算を国民総所得の0・7%という国際目標の実現に向けて増額します。
ODAを途上国の貧しい人々の生活向上や自立に真に貢献するものに改革します。
- ODAの質を確保するための「援助・開発効果」の考え方に立脚し、途上国の開発政策を尊重し、ODAの説明責任を強化し、他の援助国や国際機関・NGOなどと協調して援助を行なうなど、長期的な視点で国際社会の信頼を得られる援助外交を目指します。
- 世界の貧困を2015年までに半減することを掲げた国連の「ミレニアム開発目標（MDGs）」の実現を推進するとともに、すでに制定プロセスに入っている2016年以降の開発目標や枠組み（ポストMDGs）が、真に途上国の貧困解消に役立つものになるように、国際交渉における日本のリーダーシップ発揮に努めます。
- ODAを社会開発、人権、女性支援、環境保全など「人間の安全保障」重視に転換します。
人権の視点を援助の基礎に据える「権利ベース・アプローチ」（RBA、経済的・社会的・文化的権利を含む人権の概念を中心に据えた開発を行なうこと）をODAの理念として採用します。
- ODAの目的や役割について定めた「ODA基本法」を制定し、現在各省庁に分かれているODAを一本化し、上位政策の形成から案件実施までを統合的に管理・運営出来る効率的な開発援助行政の仕組みを整えます。
- 海外の大規模災害への緊急援助や、途上国の開発支援のための協力などに積極的に取り組みます。
国連平和維持活動（PKO）への参加は、憲法の枠内の人道的な活動に徹します。
- アフガニスタン復興支援や南スーダン支援については、非軍事・文民・民生を原則として人道面の支援に積極的に取り組みます。

6. 北東アジアの非核化、核も戦争もない 21 世紀をめざします

- 外交・安全保障関係の情報公開のありかたを検討してルール化をはかり、いっそうの情報公開をすすめます。
- 国是である非核3原則（持たず、つくり、持ち込ませず）を厳守し、法制化をめざします。
- 核兵器の役割を縮小させるために拡大抑止（核の傘）の役割を対核兵器に限定し、核兵器国による消極的安全保証を再確認します。核兵器国に核の先制不使用宣言をよびかけ、集約化をめざします。
- C T B T（包括的核実験禁止条約）発効やカッツオブ条約の具体化を目標に、関係国への働きかけを強め、N P T体制の強化をめざします。N P Tの厳格運用をはかり、N P T非加盟国への原子力協力は行ないません。
- 核拡散につながるプルトニウム利用政策を転換し、国際的にも批判が強い六ヶ所所の核燃料再処理施設の計画を中止します。
- 対人地雷、クラスター弾に続いて劣化ウラン弾を禁止する条約の実現をめざします。

7. 平和憲法は変えません

- 昨年 10 月から、衆参の憲法審査会が実質的な活動を開始しました。東日本大震災で提起された国家緊急権と非常事態法制、大阪都構想や道州制に見られる新たな地方自治のあり方などを持ち出し改憲論議を進めようとしています。しかし、震災にせよ原発災害にせよ、憲法前文の平和生存権や憲法 13 条の幸福追求権、憲法 25 条の生存権などの憲法理念が脅かされていることが問題です。憲法違反の現状を洗い出し検証する取り組みを強化するとともに、憲法審査会における憲法改正案の作成に反対します。
- 日本国憲法の「平和主義」をはじめ「国民権」、「基本的人権の尊重」の三原則を遵守し、憲法の保障する諸権利の実現を第一として、国民の生活再建に全力をあげます。
- 戦争の時代の多くの犠牲の上に立って作られた日本国憲法は、二一世紀の時代を先取りする価値を持っています。日本国憲法の平和、福祉、人権などの理念の開花する新しい国の設計図を明らかにし、憲法理念の具体化のための法整備や政策提起を進めていきます。

自由民主党

重点政策 2012 日本を、取り戻す。

(2012 年 11 月 21 日発表)

経済、教育、外交、暮らし、4 つの再生の向こうにあるもの
みんなで、新しい日本をつくろう。

たくましい日本をつくろう（略）

やさしい日本をつくろう（略）

そして、誇りある日本をつくろう。

一人ひとりの笑顔が溢れている国

豊かな自然と人々が調和して暮らせる国

家族が、ふるさとが、心と心で繋がっている国

日本らしさを憲法に掲げる国

たくましく、やさしく、誇りある日本。自民主党が目指す、新しい国のかたちです。

自民党政策 BANK

外交・安全保障

- ・日米同盟の強化のもと、国益を守る主張する外交を展開します。
- ・官邸の司令塔機能を強化するため、「国家安全保障会議」を設置します。
- ・日本の平和と地域の安定を守るため、集団的自衛権の行使を可能とし、「国家安全保障基本法」を制定します。
- ・防衛大綱・中期防を見直し、自衛隊の人員・装備・予算を拡充します。
- ・憲法改正により自衛隊を国防軍として位置づけます。
- ・統合運用を進め、自衛官と文官の混合組織への改編、部隊運用組織の統合など防衛省改革を推進します。
- ・米国の新国防戦略と連動して自衛隊の役割を強化し、抑止力を高めるため、日米防衛協ガイドライン等を見直します。
- ・在日米軍再編を進める中で、抑止力の維持を図るとともに、沖縄をはじめとする地元の負担軽減を実現します。
- ・国際貢献をさらに進めるために、「国際平和協力一般法」を制定します。
- ・わが国の主権と領土・領海を断固として守るため、国内法や組織・機関を整備し、海上保安庁等の人員・装備・予算を拡充します。
- ・「特定国境離島保全・振興法」、「無人国境離島管理法」を制定し、「領海警備法」の検討を進めます。
- ・尖閣諸島の実効支配を強化し、島と海を断固守ります。
- ・「対話と圧力」の方針を貫き、拉致問題の完全解決と核・ミサイル問題の早期解決に全力を傾注します。
- ・「聖域なき関税撤廃」を前提にする限り、TPP 交渉参加に反対します。
- ・コンピュータやインターネットへの不正侵入、データ破壊、情報漏えいなどへの対策(サイバーセキュリティ対策)を強化します。
- ・原発警備対策などテロ対策を強化します。
- ・国際犯罪組織の取り締まりなど組織犯罪対策を強化します。
- ・中長期的な外交・安全保障戦略に基づくODAの重点化・効率化と有効活用を図ります。
- ・貧困撲滅や難民救済など「人間の安全保障」を積極的に推進します。
- ・在外公館と海外公的拠点（JICA、JBIC、JETRO、国際交流基金等）の施設統廃合や調達共用化によりコストを削減します。

憲法改正

「憲法改正」

- ・自民党は新しい憲法草案を提示しています。
- ①国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三つの原理は継承
- ②わが国は、日本国の元首であり、日本国および日本国民統合の象徴である天皇陛下を戴く国家であることを規定
- ④平和主義は継承しつつ、自衛権の発動を妨げないこと、国防軍を保持することを明記
- ⑤家族の尊重、環境保全の責務、犯罪被害者への配慮を新設
- ⑥武力攻撃や大規模自然災害に対応した緊急事態条項を新設
- ⑦憲法改正の発議要件を衆参それぞれの過半数に緩和など

強靱な日本の創生

- ・歴史と伝統、美しい国土、ふるさと、家族、素晴らしい国民性を再認識し、国民の力を総

結集した国づくりを目指します。

人権委員公設置法案

- ・民主党の「人権委員会設置法案」に断固反対。自民党は個別法によるきめ細かな人権救済を推進します。

自民党選挙公約(案) 政権公約 J-ファイル 2012

IV. 外交・安全保障

わが党は、国民の生命・領土・美しい海を断固として守り抜きます。

自由・公正・法の支配など世界の普遍的な価値に基づき、国益を守るため、戦略的な外交をダイナミックに展開します。また、自助自立の日本を基本としつつ、国家の独立と平和を堅守する総合的な安全保障政策を推進し、危機的状況に陥った外交・安全保障を立て直します。

1. 外交

95 強固な日米同盟の再構築

わが国の外交の基軸は日米同盟であり、アジア太平洋地域の平和と安定の礎です。民主党政権による外交の迷走により、日米の信頼関係が大きく損なわれています。これ以上の同盟弱体化を防ぎ、わが国防衛力の実効性をさらに高める努力を不断に行い、抑止力の維持・強化を図るとともに、沖縄をはじめとする地元の切実な声に良く耳を傾けつつ、負担を軽減する在日米軍再編を着実に進めます。その上で、安全保障、政治、経済はもちろん、防災、医療・保健、教育、環境問題等、地球規模の諸課題などの幅広い分野において、協調と協力を進め、日米同盟の一層の深化を図ります。

96 自由で豊かで安定したアジアの実現

豊かで安定したアジアの実現に向けて、近隣諸国との友好協力関係の増進に努めます。中国・韓国・ロシアとの関係を改善するとともに、ASEAN諸国・インド・オーストラリアとの安全保障やエネルギー政策での協力を推進します。また、これらの国々とはそれぞれ二国間にとどまらず、アジアと世界の平和、安定、発展とともに貢献する幅広い協力関係を築いていきます。

アジアの経済力を中長期的視点から強化し、その潜在力を引き出すため、広域開発の推進（ヒト、モノ、カネの流れをスムーズにする）やアジア市場の内需化に向けた施策・貢献策を、着実に実施していきます。

97 テロとの闘いの継続

インド洋における補給支援活動は、アフガン復興支援とともに、国際社会が一致して取り組む「テロとの闘い」の車の両輪です。わが国が実施した補給支援活動は、インド洋における国際的な海上阻止活動の重要な基盤であり、各国からも高い評価を受けてきました。また、この活動は国際協力というだけではなく、日本と中東を結ぶ重要なシーレーンの安全確保にも資する、わが国の国益そのものにつながる活動でもありました。わが党は、お金さえ出せば事足りるという、いわゆる「小切手外交」に反対します。国際社会の一員として、インド洋上での補給支援活動を早急に再開し、あわせて海賊対策の艦船にも補給ができる『補給支援特措法』の成立を目指します。

98 海賊対策の強化

わが国にとって、航行の安全や海上の安全確保は国家の存立と繁栄に直結します。日本国民の生命及び財産の保護の観点から、海賊対策は重要な課題です。これまで、沿岸国の海上取締り能力の強化と人材育成への協力を通じ、海賊対策に取り組んできましたが、引き続き、国際社会と連携しつつ、ソマリア沖・アデン湾での海賊対策に積極的に取り組んでいき

ます。このために、前述の『補給支援特措法』を成立させ、海賊対処のための艦船にも補給支援を行うことを可能とします。さらに、日本籍船へ武装警備員が乗船可能となる法整備を推進します。

99 海洋資源の開発、海洋権益の確保

わが党が策定した『海洋基本法』に基づき、エネルギー資源等の海洋資源の開発・利用促進及び排他的経済水域の開発や大陸棚の延長など、国の海洋権益を確保します。また、環境保全と調和を図りつつ、積極的な開発・利用を進め、真の海洋立国を目指し海洋産業を振興させます。

100 災害時における国際協力の強化

東日本大震災に際して、国際社会から受けた支援に感謝し、災害時における国際的な支援活動に、今後も積極的に協力します。その際、必要となる装備についても整備を進め病院船等の保有も検討します。また、防災・減災・避難救援体制等、わが国が震災対応によって得た教訓・知見をソフトパワーとして世界に紹介し、その活用を図ります。

101 北朝鮮の核開発の阻止

拉致・核・ミサイル問題の包括的解決が基本です。北朝鮮による核実験、ミサイル発射はわが国の安全保障に対する重大な脅威であり、対北朝鮮措置の継続とともに、国連安保理決議に基づく行動を関係諸国と一致して取り組みます。

102 拉致問題の解決

拉致は国家による重大犯罪です。昨年、金正日体制から金正恩体制に移行しましたが、拉致問題に対する姿勢の具体的変化がない以上、引き続き拉致被害者全員の帰国、真相究明、実行犯引渡しを基本方針とし、一切の経済支援を行いません。また、政府認定以外の特定失踪者の調査を徹底するとともに、「対話と圧力」という一貫した考えのもと、国際世論をリードして、必要に応じて「ヒト」「カネ」の移動をさらに制限していくなどの制裁強化を行い、北朝鮮に拉致問題の全面的な調査のやり直しを強く要求します。

さらに、北朝鮮による米国人拉致の疑いも濃厚であり、米国政府の認定への働きかけを強化して、日米連携して問題の解決を迫るとともに中国の協力を強く要請しつつ、国連に拉致問題に関する調査委員会を設立する努力などを通じて国際社会と連携しながら、国家の威信をかけて拉致被害者全員の帰国を実現します。

103 国際社会での貢献と国連安保理の改革

時代の変化と共に、国際社会の平和と安全の維持に主要な役割を果たす意思と能力のある国が常に「安保理」の意思決定に参加することは、「安保理」の代表性と実効性を向上させます。わが国の常任理事国入りを含む「安保理」改革の早期実現に向けて引き続き取り組みます。また、各種国際機関において制度構築などの主導的な役割を果たします。

104 核軍縮の推進

国際的な軍縮・不拡散体制の強化に向けて主導的に取り組みます。特に核軍縮分野での現実的かつ具体的な取り組みを進めます。また、安全保障に懸念を生じさせないため、わが国の「核抑止政策」について、根本的な議論を開始し、基本方針を確立します。

105 ODAの充実と、開発途上国の支援

政府開発援助（ODA）は、外交施策を実現していく上での必要不可欠な手段です。中長期的な戦略に基づき、重点化・効率化を進めつつ、「人間の安全保障」の考え方のもと、ミレニアム開発目標の達成に向けて課せられた責任も踏まえて、「質」と「量」の双方でODAの拡充を目指します。そのためにODAの基本理念を定め、運営の透明化を図るODA基本法を制定します。さらに、民間経済界やNGOとの連携強化に引き続き取り組み、JICAの投融资機能の本格再開や円借款の迅速化を図ります。また、わが国企業の海外進出の後押しも行うなど、海外進出する日本企業の支援を在外公館の本来業務として位置づけ、人脈

形成・情報提供など、最大限の支援を行います。

106 資源外交の強化

ODAを含む外交ツールを活用し、主要な資源供給国との関係強化に努め、供給源の多様化を図るなどの「資源外交」に力を入れます。特にアフリカについては、対アフリカODAの倍増、民間投資の倍増支援という国際的な約束を着実に実行に移しつつ、この地域の経済成長、人間の安全保障の確立、環境問題といった課題にリーダーシップを発揮します。

107 対外発信の強化

ODA卒業国との円滑な関係が維持される仕組みを構築します。イスラム圏やアフリカ等との相互交流を深め、わが国の独自の役割を果たします。

わが国の優れた法制度や保健医療システムなどの対外発信を高めるとともに、各国の法整備支援、戦略的な日本語普及、知的交流、科学技術外交を推進し、日本のソフトパワーを強化します。併せて、外交政策の対外発信及び国民に対する情報発信を抜本的に強化し、シンクタンク等との人的ネットワークの強化を行うなど、知的交流を強力に推進します。

108 地球規模の課題への取り組み強化

気候変動・地球温暖化や新型インフルエンザ対策・保健システム強化をはじめとする保健分野、水・衛生、国民の生活にも直結する資源・食料問題といった、地球規模の諸課題への取り組みを強化します。

109 自由貿易への取り組み

自由貿易の推進は、わが国の対外通商政策の柱です。WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向け、引き続き取り組んでいきます。その際、農業交渉等については、各国の持つ多様な農業の共存や林・水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を目指します。

また、EPA/FTA・地域協定等の経済連携に関しては、国益に即して、メリットの大きなものについては積極的に推進するとともに、これによって打撃を受ける分野については必要な国境措置を維持し、かつ万全な国内経済・地域対策を講じます。

TPPに関しては、政府が国民の知らないところで、交渉参加の条件に関する安易な妥協を繰り返さぬよう、わが党として判断基準を政府に示しています。

- ①政府が、「聖域なき関税撤廃」を前提にする限り、交渉参加に反対する。
- ②自由貿易の理念に反する自動車等の工業製品の数値目標は受け入れない。
- ③国民皆保険制度を守る。
- ④食の安全安心の基準を守る。
- ⑤国の主権を損なうようなISD条項は合意しない。
- ⑥政府調達・金融サービス等は、わが国の特性を踏まえる。

110 外交の体制強化

刻々と変化する国際社会において、わが国の国益を踏まえつつ、平和と繁栄を確保するためには、総合的な外交力を一層強化することが必要です。そのため、わが党で取りまとめた「総合的な外交力強化へのアクション・プラン10」（外交の礎となる人材の育成、150大使館体制の実現等）、「5つの重点分野への具体的な取り組み」（中型の政府専用機導入の検討、在外公館の施設整備と現地職員の確保、在外公館と海外公的拠点（JICA、JBIC、JETRO、国際交流基金等）の施設統廃合や調達共用化によるコスト削減等）を実施します。また、引き続き邦人保護の強化を図ります。

111 議員外交の積極展開

議員外交を積極展開し、大臣経験者等も活用するなど、わが国の国際関係に幅と厚みを持たせます。

2. 安全保障

112 変化する安全保障環境に適應する人員・予算の強化

北朝鮮の核実験・ミサイル発射、中国の軍事力増強、ロシアの軍事的復調など、わが国を取り巻く安全保障環境は大きく変化しています。このような環境に適應させるため、防衛力を「質」「量」ともに見直し、予備自衛官を含む人員と予算の強化を図るべく、民主党政権で策定された防衛計画の大綱、中期防衛計画を見直します。特に総人件費改革等により、充足率が約90%前後に抑制され、部隊での「実員」不足が常態化していることを踏まえて、行政改革推進法の自衛官への適用を見直します。また、退職自衛官の転職支援を充実強化し、自衛官の年齢構成の適正化を図ります。自衛官の処遇等を改善し、震災対応などにおける献身的な働きに報います。

113 米国の新国防戦略と連動した自衛隊の役割強化

米国の新国防戦略に対応し、抑止力を高めるため、日米防衛協力ガイドラインなどを見直します。また、共同訓練を活性化し、物品・役務の融通や情報保全のための協定締結を進めるなど、同盟国・友好国との防衛協力を進め、アジア太平洋地域全体の抑止力を高めます。

114 国家安全保障基本法の制定

政府において、わが国の安全を守る必要最小限度の自衛権行使（集団的自衛権を含む）を明確化し、その上で『国家安全保障基本法』を制定します。また、その法律において、内政上の施策に関する安全保障上の必要な配慮など国・地方公共団体・国民の責務を始め、自衛隊の保有と文民統制、国際社会の平和と安定のための施策、防衛産業の保持育成と武器輸出などを規定して、安全保障政策を総合的に推進します。

115 国家安全保障会議の設置

外交と安全保障に関する官邸の司令塔機能を強化するため、「国家安全保障会議」を内閣に設置します。国家の情報収集・分析能力の強化及び情報保全に関する法整備による態勢の強化を図り、的確な情報を活用して国民の安全を守ります。

116 防衛省改革の推進

民主党政権で停滞している防衛省改革を加速させます。特に統合運用、内部部局と各幕僚幹部との関係の見直し、専門性に応じた自衛官と文官の適切配置（UC混合組織への改編）、部隊運用組織の統合などを進め、より積極的・効率的に機能する防衛省・自衛隊にします。

117 国際平和協力の法の制定

世界の平和構築に資する自衛隊の国際平和協力活動の推進のため、補給支援特措法やイラク人道復興支援特措法といった、その都度定める特措法ではなく、自衛隊の海外派遣が迅速に対応可能となるような一般法としての『国際平和協力の法』の制定を目指します。

また、災害時などの国際緊急援助隊の活動の経験と教訓を踏まえ、より迅速で実効性のある派遣が可能となるように、関係法を整理します。国連のPKO、ソマリア沖・アデン湾での海賊対策等、自衛隊の海外派遣は、今後とも国益と国際協調のために積極的に実施します。

118 危機管理体制の強化

非常事態（武力攻撃事態も含む）に際して、国として迅速な対応が可能となるよう、関係省庁の連携を強化し、憲法に緊急事態に関する規定を設けるなど、法制度や組織を整備します。

119 在外邦人の避難措置に関する自衛隊法の改正

外国における緊急事態に際して、在外邦人等の避難や輸送を迅速かつ効果的に行えるように、『自衛隊法』を改正します。

120 新たな脅威からの日本防衛

必要な水準の防衛力を基盤として、即応性や実効性の高い弾道ミサイル防衛システムの配備を進め、大規模なテロ・ゲリラへの対策、NBC（核、生物・化学）兵器などの対策を講じます。特に安全保障に資する宇宙利用の推進とサイバー空間における対応能力を早急に高

めるため、国を挙げて取り組みます。

121 原発等の重要施設の警備

テロ等の不測の事態から、原子力発電所を始めとした重要施設を守るため、警察・海上保安庁・自衛隊の連携を強化し、必要な人員・組織・装備を充実させます。その際、自衛隊が原発施設等の重要施設を警護できるような法的措置を行います。特に福島第一原発の警備は喫緊の課題であり、作業員の入退出の管理を厳格化するとともに、緊急措置として自衛隊を中心とした万全な警備体制を確立します。

122 大規模災害時等に対する訓練の充実

自らの危険を顧みず、東日本大震災の被災者の救援、復旧・復興に全力を傾けた自衛隊・警察・消防・海上保安庁等の活動に感謝しつつ、日頃から地方自治体等との合同訓練を充実させる等、今後も大規模災害等に連携して対処できる体制を整えます。

123 防衛を支える地域との連携

防衛施設は、自衛隊及び在日米軍の各種活動の拠点であり、自衛隊と日米安保体制を支える基盤として必要不可欠なものです。これらの施設がその機能を十分発揮するため、国民の国を守る意識を涵養するとともに、基地周辺対策を推進し、関係地方自治体や住民、支援組織との連携を重視します。

124 基地周辺住民への負担軽減の推進

基地周辺住民の方々に様々な負担をかけていることを踏まえつつ、沖縄における米軍基地の整理・統合・縮小をはじめ、基地周辺住民の方々の負担軽減や生活環境の整備、雇用の創出などの諸施策を推進します。特に普天間飛行場の固定化に対する沖縄の懸念を払しょくするとともに、新たな負担を被る関係自治体には特別な配慮・施策を講じます。

125 技術立国日本の未来のための防衛技術、生産基盤の維持・強化

国の防衛政策上の観点から国内の防衛産業の技術、生産基盤を維持・強化するため、自主的な技術研究・開発や日米共同開発・生産を推進します。わが国の卓越した技術・製品の国際社会での活用、防衛省が開発した装備品等の民間・他省庁への転用など、抜本的改革を進めます。

その中で、武器及びその技術の輸出に関しては、わが国及び国際社会の平和と安全の確保の目的に資するため、テロ支援国、国連決議対象国、国際紛争当事国、輸出貿易管理の不十分な国を輸出禁止対象国とし、それ以外の国・地域を対象とする武器輸出について、許可に係る判断基準「武器及び武器関連技術に関する輸出管理の指針」を定めて、厳正に武器等の輸出を管理し、個別に輸出の可否を決定する仕組みを構築します。

126 サイバーセキュリティの対策強化

わが国の情報セキュリティ技術は未だ世界最高峰にはほど遠く、現行目標（2020年）では足下の有事に対処できません。国家安全保障、外交、国民の安心・安全等の観点から、外国からのサイバー攻撃を有事と定義し、情報セキュリティの抜本的強化を図ります。具体的には、今後5年程度に目標を短縮し、官民の設備投資、情報システム担当者等の集中的な訓練や人材育成、啓発活動、研究開発等の総合的な対策を推進するための基金の創設や予算措置を行うと同時に、有事関連法令や秘密保護関連法令の法的整備や情報セキュリティ関連組織の増強を行います。

特に、警察庁や防衛省、海上保安庁においては、米国並みの動的防御システムやバックアップシステムを早急に構築します。また、政府機関の全ての情報機器や複合機を厳密なセキュリティ監視下におくための措置を早急に整備します。

127 G空間（地理空間情報）プロジェクトによる社会基盤インフラの構築

地理情報と衛星測位情報を電子国土基盤情報として統合活用したG空間情報（地理空間情報）は領土、領海、領空統治の基本情報となります。この様な情報を国として担保し、発信

するための社会基盤インフラを構築することでわが国の外交、経済、防衛上の安全保障の確保、国土の強靱化に努めます。

128 日本の外交、防衛の向上に直結する宇宙システムの構築

宇宙覇権各国の動向に注視しつつ、日本の国益に直結するグローバル・コモンズにおける宇宙空間を国家領域として捉え活用します。具体的には、わが国のミサイル防衛に必要な高分解能かつ高頻度の偵察衛星と早期警戒衛星に必要な開発を加速し、自衛隊が利用する通信、気象衛星、偵察等、様々な用途の衛星システムを開発・構築します。これらの運用を支える輸送系、新射場の新設・整備を含む地上系、技術基盤の維持・向上を図るため、デュアルユースの観点からの宇宙システムの開発を推進し、その保全策を立案します。また、準天頂衛星「きずな」を7基打ち上げ、アジア・オセアニア地域の情勢安定の観点からも、測位政策を推進させ日本の国際的プレゼンスを高めていきます。

3. 領土・主権

129 領土・主権問題を担当する政府組織の設置

民主党政権発足後、わが国の領土・主権問題に関わる周辺国の挑発行動が相次いでいます。この流れに歯止めをかけるべく領土政策の立て直しが急務です。そのため、国家として取り組みを強化するために、内閣府設置法を改正し「領土・主権問題対策本部（仮称）」を政府に設置します。不法占拠の続く北方領土と竹島の問題については、交渉を再活性化してわが国の強い意志を示します。

130 領土・主権・歴史問題に関する研究機関の新設

領土問題に関する歴史的・学術的な調査・研究を行う機関を新設します。新機関は研究成果を活用し、国内及び国際社会に対し、法と歴史に基づく日本の主張について普及・啓発、広報活動を行います。また、各種の戦後補償裁判やいわゆる慰安婦問題の言説などにおいて、歴史的事実と反する不当な主張が公然となされ、わが国の名誉が著しく損なわれています。これらに対しても新機関の研究を活用し、的確な反論・反証を行います。

131 国境離島の保全・振興等に関連する法整備

国境離島の適切な振興・管理に資する『特定国境離島保全・振興法』、『無人国境離島管理法』を制定し、『領海警備法』の検討を進めます。

132 尖閣諸島の実効支配強化と安定的な維持管理

わが国の領土でありながら無人島政策を続ける尖閣諸島について政策を見直し、実効支配を強化します。島を守るための公務員の常駐や、周辺漁業環境の整備や支援策を検討し、島及び海域の安定的な維持管理に努めます。

133 領域警備の強化

世界第6位の排他的経済水域と6852もの島々の安全を確保するため、海上保安庁等の人員・装備・予算を拡充し、領海・領域を護る体制を整えます。特に南西諸島においては、警察、海上保安庁、自衛隊を重点配備するとともに、海上輸送能力の向上を図るなどの対応能力を高めます。

XII. 憲法・国のかたち

日本人の手で、「日本の誇り、日本人らしさ」を示す新しい憲法をつくります。民主党の進める「夫婦別姓」・「人権委員会設置法案」・「外国人地方参政権」に反対し、地域社会と家族の絆、わが国のかたちを守ります。

320 憲法改正国民投票法の施行

わが党は、結党以来、自主憲法制定を党是としています。占領体制から脱却し、日本を主権国家にふさわしい国にするため、憲法改正に向けて多くの提言を行ってきました。

この間、わが党は、平成 13 年に衆参両院に憲法調査会の設置、平成 19 年には憲法改正国民投票法を成立、併せて衆参両院に憲法審査会を設置するなど、憲法改正のための法整備などを実現してきました。

平成 22 年 5 月 18 日には国民投票法が施行され、憲法改正への道が大きく開かれました。

321 憲法改正草案を提唱

わが党は、サンフランシスコ平和条約発効（昭和 27 年 4 月 28 日）から 60 周年となる平成 24 年 4 月 28 日、すなわち主権を回復した日に合わせ、「日本国憲法改正草案」を発表しました。

前文で、主権在民、平和主義、基本的人権の尊重の三つの基本原則を継承しつつ、日本国の歴史や文化、国や郷土を自ら守る気概、和を尊び家族や社会が互いに助け合って国家を形成していることなどを表明しています。

天皇の章では、元首の規定、国旗・国歌の規定、元号の規定、天皇の公的行為の規定などを加えています。

安全保障の章では、自衛権を明定し、国防軍の設置を規定し、あわせて、領土の保全等の規定を新設しました。

国民の権利及び義務の章では、国の環境保全、在外国民の保護、犯罪被害者への配慮、教育環境の整備の義務などの規定を加えました。

地方自治の章では、地方自治体間の協力などを規定しました。

緊急事態の章を新設し、有事や大災害の時には、緊急事態の宣言を発することができることとし、その場合には、内閣総理大臣が法律に基づいて一定の権限を行使できるようにするとともに、国等の指示に対する国民の遵守義務を規定しました。あわせて、国会議員の任期の特例などを定めることができるよう規定しました。

改正の章では、憲法改正の発議要件について、これまで、両院で 3 分の 2 以上の賛成を必要とされていたものを、過半数と改め、緩和しています。

「日本国憲法改正草案」の主な内容

【前文】

- ・主権在民、平和主義、基本的人権の尊重の三つの基本原則を継承しつつ、日本国の歴史や文化、国や郷土を自ら守る気概、和を尊び家族や社会が互いに助け合って国家が成り立っていることなどを表明。

【第 1 章天皇】

- ・天皇は元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴。
- ・国旗は日章旗、国歌は君が代とし、元号の規定も新設。

【第 2 章安全保障】

- ・平和主義を継承するとともに、自衛権を明記し、国防軍の保持を規定。
- ・領土の保全等の規定を新設。

【第 3 章国民の権利及び義務】

- ・家族の尊重、家族は互いに助け合うことを規定。
- ・環境保全の責務、在外国民の保護、犯罪被害者等への配慮を新たに規定。

【第 4 章国会】

- ・選挙区は人口を基本とし、行政区画等を総合的に勘案して定める。
- ・政党に関する規定を新設。

【第 5 章内閣】

- ・内閣総理大臣が欠けた場合の権限代行を規定。
- ・内閣総理大臣の権限として、衆議院の解散決定権（国会の章に規定）、行政各部の指揮監

督権、国防軍の指揮権を規定。

【第 6 章司法】

・ 裁判官の報酬を減額できる条項を規定。

【第 7 章財政】

・ 財政の健全性の確保を規定。

【第 8 章地方自治】

・ 地方自治の本旨を明らかにするとともに、国及び地方自治体の協力関係を規定。

・ 地方選挙権について国籍要件を規定。

【第 9 章緊急事態】

・ 外部からの武力攻撃、大規模な自然災害などの法律で定める緊急事態において、内閣総理大臣が緊急事態を宣言し、これに伴う措置を法律に基づいて行えることを規定。

【第 10 章改正】

・ 憲法改正の提案要件を衆参それぞれの過半数に緩和。

【第 11 章最高法規】

・ 国民の憲法尊重義務を規定。

322 「憲法改正原案」の国会提出

「国民投票法」の施行に伴い、「憲法改正原案」を衆参両院に提出することが可能となりました。わが党は、「憲法改正原案」の国会提出と憲法改正を目指し、国民の理解を得つつ、積極的に取り組んでいきます。

323 道州制の推進

道州制は、まさに国のあり方を根底から見直し、統治構造を根本から改める改革です。中央集権体制を改め、地方分権型国家を構築し、地域経済社会の活性化、多極型国土の形成、中央・地方全体の行財政の効率化、二重・三重行政の解消によりムダをなくし、真の行政改革を進めます。

国は、国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真の全国的な視点に立って行わなければならないものに国家機能を集約し、その強化を図ります。道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築するとともに、基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築します。

このため、道州制基本法を早期に制定し、その後、5年以内に道州制の導入を目指します。

324 日本国旗損壊を禁止する刑法改正

現行刑法に規定されている外国国旗損壊への罰則に加え、わが国国旗損壊への罰則を規定し、日本国に対して侮辱を加える目的で、国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処するものとします。

325 民主党の夫婦別姓法案に反対 自民党は働く女性を応援

民主党の夫婦別姓が導入されれば、必ず子どもは両親のどちらかと違う「親子別姓」となります。わが党は、民主党の夫婦別姓制度導入法案に反対し、日本の家族の絆を守ります。また、女性の社会進出については、旧姓の使用範囲を拡大する法整備などで支援します。

326 民主党の「人権委員会設置法案」に断固反対。自民党は個別法によるきめ細やかな人権救済を推進

民主党の「人権委員会設置法案」が定める「人権侵害行為」は定義が曖昧で、このままでは人権委員会が新たな人権侵害行為を誘発し、言論統制社会を招来することになります。

わが党は、人権侵害に対し「ストーカー規制法」（平成12年）「児童虐待防止法」（平

成12年)「配偶者暴力防止法」(平成13年)、「総合法律支援法」(平成16年)、「裁判外紛争解決法」(平成16年)、「高齢者虐待防止法」(平成17年)、「障害者虐待防止法」(平成23年)などきめ細やかな個別法を制定し、人権擁護に積極的に取り組んできました。

また、人権委員会は強大な権限をもつ独立行政委員会ですが、現行の人権擁護制度で99%以上の人権侵害事案が処理されており、また個別法も充実しているなかで新たに機関を設置することは行政改革の流れに逆行します。わが党は、民主党の「人権委員会設置法案」に断固反対します。

今後も自民党は、差別や虐待の被害者等人権を自ら守ることが困難な状況にある人々を個別法の充実により積極的かつきめ細やかに救済します。

327 国のかたちを壊す「外国人地方参政権」導入に反対

永住外国人への地方参政権の付与は、国民主権・民主主義の根幹に関わる重大な問題です。憲法上、地方選挙を含めて選挙権が保障されているのは「日本国民」であることから、最高裁判所判例でも永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案は憲法違反であるとされています。わが党は外国人地方参政権導入に反対します。

328 「建国記念の日」、「主権回復の日」、「竹島の日」を祝う式典の開催

政府主催で、2月11日の建国記念の日、そして2月22日を「竹島の日」、4月28日を「主権回復の日」として祝う式典を開催します。

新党改革

約束 2012 世界に誇れる日本へ!

(2012年11月27日発表)

改革その4 外交の立て直し

日本人の生命と財産を守るため、また、国際社会における責任を果たすため、民主党政権で失墜した日本外交を取り戻すため、安定した外交・安全保障政策を展開します。また、地球環境に対する国際社会でのリーダーシップを発揮します。大震災や津波、新型インフルエンザ、口蹄疫等も含め、危機管理体制の一層の整備を致します。

計画8 安定した外交・安全保障

■日米安保同盟堅持

○政権交代後の民主党政権による沖縄普天間移転問題等の失策により、日米関係が揺らいでいます。強硬姿勢をとる中国に向き合うためにも、日米関係の足場を固め直し、日米関係を堅持し、日米安全保障条約を基軸として、安定した安全保障を維持していきます。

■強力な多元外交、牽制外交

○外交は、生きるか死ぬかの瀬戸際であり、ぎりぎりの駆け引きが要求されます。アメリカとの関係も、長年の同盟関係に安住せず、緊張感をもって取り組まなければなりません。

日本に強い外交力を取り戻すため、「多元外交」と「牽制(けんせい)外交」を導入します。

○多元外交とは一つの国・地域とだけ交渉するのではなく、複数の国・地域を天秤にかけて複数の選択肢を睨みながら交渉を行うことで、外交の主導権を握るものです。また、牽制外交とは相手国の提案に対して、同様の性質を持つ逆提案を行うことで、外交の主導権を握るものであります。この多元外交と牽制外交とを駆使して、外国には厳しくしたたかに交渉し国益を確保していきます。

○領土をめぐる歴史的事実を内外に知らせる必要があります。対外情報発信力で、他国に負けてはいけません。また、大向こう受けするパフォーマンスは外交ではあってはならず、十分な吟味もしない大言壮語外交が、今の日本外交の危機の一因であります。外交に必要なことは、ナショナリズムとプラグマティズムのバランスであり、品格のある外交を展開していきます。

■地球大の環境対策

○18世紀後半にイギリスで始まった産業革命以降、世界は急速に工業化し、生活は豊かになり、人口は爆発的に増えました。その結果、地球環境は危機に瀕し、地球環境保全が人類最大の課題となっています。

○そうした中、日本の環境・省エネ技術は、資源小国というハンディキャップを乗り越えるため、高度に発達し世界一のレベルに達しています。

○この技術を生かし、世界各国が直面する地球環境保全に解決策を与えるため、国境を越えた協力体制を構築します。そして、エコ住宅やハイブリッド自動車、電気自動車、水質改善技術など、環境分野の産業をさらに育成・発展させ、経済成長へ繋げていきます。

○ポスト京都議定書をつくるため、世界をリードしていきます。

計画9 危機管理の強化

■危機管理体制

○大震災、津波、火山噴火などの自然災害、事件、事故などの人的災害、サイバーを含むテロや諸外国での軍事行動などの様々な危機があります。これらの危機については、1998年に内閣官房に危機管理室が作られ、官邸が中心となって対応する体制が徐々に強化されています。

○しかしながら、震災、原発事故、新型インフルエンザや口蹄疫など十分に官邸が機能しているとは言えない危機が散見されています。こうした様々な危機に対して、政治のリーダーシップによる危機管理能力を高め、スピーディーに対応するために減災・防災という観点からも官邸の危機管理機能を集約し、強化します。

■時代にふさわしい憲法改正

○130年前の明治10年代には、私擬憲法という国民各層による、人権を尊重すること等を中心に憲法草案が続々と作られました。これは「自由民権運動」がもたらした成果です。「自由民権運動」を想起してはいかがでしょうか。

○現行憲法は、現実との様々な矛盾点が議論されないまま、残っています。ここに、これまでの政治の無責任さが露呈されていると言えます。日本を新生する、新たな時代にふさわしい憲法改正を議論していきます。

新党大地

新党大地の誓い

(2012年11月28日発表)

4. 国民主権を守り、筋の通った外交の実現

○日米同盟を基軸としつつ、ロシアとの関係を強化し、中国・韓国とは地政学的視点に立った国際協調外交を展開します。

○沖縄の米軍基地を日本全体で受け入れます。

○北方領土と竹島の領土問題、尖閣問題を解決し、国家主権を守り、強い日本をつくります。

○自衛隊による PKO の参加をはじめ、積極的な国際貢献を実施します。

○憲法 9 条の「戦争の放棄」は堅持し、国民の理解を得て、時代にあった憲法改正をするのが日本の姿です。

日本維新の会

骨太 2013—2016 「日本を賢く強くする」～したたかな日本～

(2012 年 11 月 29 日発表)

この 20 年、日本は政治の混迷にとどまらず、経済・財政、社会保障、統治機構、エネルギー、外交安全保障等のあらゆる領域で停滞、弱体化しています。既成政党は改革を唱えましたが状況は悪化するばかりです。今こそ、前例と既得権益に縛られない大改革（グレートリセット）が必要です。日本維新の会は、従来の発想を超えた視点（維新八策）で、日本を賢く強くします。

骨太 2013—2016 は、維新八策の理念を政策面から再整理し、国民に明確にするために作成したものです。

【基本方針】

維新八策の価値観、理念に基づいて、日本を賢く強くする。

少子・「超」高齢化社会を生き延びる、したたかな日本を構築する。

自主憲法の制定。

5、外交安全保障を賢く強くする

【現状認識】

- ・領土の不安、プレゼンスの不安

【基本方針】

- ・したたかな日本の構築
- ・日米同盟の深化
- ・実効支配力を強化する＝海防力の強化や「実質的な」防衛費 GDP 1 % 枠の撤廃
- ・集団的自衛権の行使や領海統治などを定める国家安全保障基本法の整備
- ・海上保安庁の警備力強化、自衛隊の武器使用基準の見直し
- ・法と正義の主張（国際司法裁判所の活用～尖閣については中国に国際司法裁判所への提訴を促し、同裁判所で日本の主張の正当性を勝ち獲る）
- ・相互依存戦略に基づく外交・安全保障戦略＝経済・技術依存関係の構築
- ・定見のない ODA 削減に歯止めをかけ、途上国との友好と経済安全保障を促進
- ・文化や技術の魅力を活かしたソフトパワー外交を展開

<政策事例>

5、外交安全保障を賢く強くする

実効支配力を強化する

バランス・オブ・パワー（勢力均衡）戦略に基づく防衛力の整備。

「実質的な」防衛費 GDP 1 % 枠の撤廃

日米同盟の深化

法と正義を活用する

国際司法裁判所の活用

尖閣については、中国に国際司法裁判所への提訴を促す

相互依存戦略に基づく外交・安全保障戦略

他国のパワーを活用する

日本のパワーを他国に浸透させる

相互依存戦略の観点から日本の核燃料サイクル技術・武器技術の位置付けを検討

日本共産党

2012総選挙政策 日本共産党の改革ビジョン

60年続いた「自民党型政治」のゆがみを断ち切り、「国民が主人公」の新しい日本を「提案し、行動する。日本共産党」の躍進を訴えます

(2012年11月26日発表)

7、米軍基地の異常をただし、安保条約を廃棄し、対等・平等の日米関係を築きます オスプレイ配備の撤回を要求し、基地のない平和な日本をめざします

10万人以上が参加した沖縄県民大会など、沖縄県民は島ぐるみの揺るがぬ意思として、オスプレイ配備の撤回、米軍普天間基地の閉鎖・撤去を宣言しています。にもかかわらず、日米両政府は、オスプレイの普天間基地配備を強行しました。この蛮行・暴挙にたいして県民の怒りが沸騰しています。

日米合意の「安全対策」も無視する米軍の横暴勝手は許せません……オスプレイ配備にかかわって、日米両政府が、「飛行は人口密集地を避けること」などの「安全対策」を合意したにもかかわらず、それを無視した飛行が行われ、人口密集地・住宅地での飛行が常態化しています。

沖縄だけの問題ではありません。七つの低空飛行訓練ルートなど、日本全土でオスプレイの低空飛行訓練が計画され、その訓練拠点として、岩国、キャンプ富士、厚木、横田、三沢など、全国の米軍基地を使用するとしています。これに対し、全国27都道府県の146自治体で配備や訓練に反対する意見書・決議が可決されています。

オスプレイの配備は、「日本の防衛」とは何の関係もありません……海兵隊の海外遠征による「殴り込み」任務を遂行するため、迅速に「敵地」に侵入して戦闘作戦を実施する「侵略力」を高めることがその目的です。低空飛行訓練を非常に重視しているのも、そのためです。海兵隊の「侵略力」を高めるために、沖縄県民と日本国民を危険にさらす、こんな暴挙を絶対に許すわけにはいきません。

「基地あるかぎり、悲惨な事件はなくなる」……オスプレイ強行配備にくわえて、米兵による集団女性暴行事件や深夜の中学生暴行事件が起こり、「沖縄は無法地帯か」という激しい怒りが噴出しています。

沖縄における米兵犯罪は、本土復帰以降、警察が発表しているだけでも5790件、このうち性的暴力事件は127件にのぼります。しかも、これらは氷山の一角であり、被害者が声をあげられず、泣き寝入りを強いられたケースも多数あります。

「米軍基地がある限り、悲惨な事件はなくなる」——沖縄ではこうした声が高まっています。沖縄県議会が全会一致で採択した抗議決議には、「県民の我慢の限界をはるかに超え、県民からは米軍基地の全面撤去を求める声も出始めている」と、「米軍基地の全面撤去」が初めて明記されました。

- オスプレイ配備を撤回し、全国での無法な低空飛行訓練を中止させます。
- 普天間基地の無条件撤去を求めます。
- 米軍による主権侵害・横暴・犯罪を抑えるため、日米地位協定を抜本改定します。
- 在日米軍基地を全面撤去させ、基地のない平和な日本をめざします。

海外で戦争する国にさせない——憲法違反の集団的自衛権行使を許しません

自民党が「集団的自衛権行使を明確化」することを公約し、民主党・野田政権も「集団的自衛権に関する解釈など旧来の制度慣行を見直すことも検討されるべきである」とする見解をまとめるなど、集団的自衛権の行使へむけた動きがすすんでいます。

集団的自衛権の行使とは、「日本防衛」とはまったく無関係に、海外でアメリカとともに武力を行使するというものです。これは、「憲法9条に照らして許されない」と、政府がくりかえし言明してきたことでした。

この背景には、集団的自衛権についての憲法の解釈を変えることを求めてきた米国の要求があります。この動きは、たんなる憲法解釈の見直しにとどまるものではありません。5月の日米首脳会談の「共同声明」は、日米の「動的防衛協力」なるものを初めてうたいました。これは米軍と自衛隊が地球的規模で打って出て、共同の軍事行動をおこなうというものです。

さらに日米両政府は、ガイドライン（日米軍事協力の指針）の再改定をめざして協議に入ることによって合意し、年内にも協議を開始しようとしています。これらは、集団的自衛権を現実に行使する——「米国と共同して海外で戦争をする国づくり」に向けた重大な歩みをすすめるものであり、絶対に許すわけにはゆきません。

●集団的自衛権行使は、憲法9条をもっとも乱暴に破壊するものです。政府の従来憲法解釈を変えることを許しません。

●日米が共同で海外で軍事行動をすることにつながる一切の動きに反対します。

日米安保条約を廃棄し、対等・平等・友好の日米関係を築きます

今年は、戦後67年、日米安保条約発効60年にあたります。

わが国には、戦争直後の全面占領の時期に作られた米軍基地の大きな部分が全国に置かれ続け、いまだに132の米軍基地があります。日本の総面積の0.6%にすぎない沖縄県に米軍専用基地の74%が集中し、沖縄本島の面積の18%、県全体の10%を占めています。横須賀基地や横田基地のように、首都圏に広大な基地が置かれているのも、日本以外にありません。

しかも、海兵隊と空母打撃群など、「日本防衛」とは無関係の「殴りこみ」部隊が配備され、ベトナム戦争、アフガニスタン・イラク戦争など、つねに侵略と干渉の戦争の根拠地とされてきました。

オスプレイ配備強行や相次ぐ米軍犯罪など、米軍基地と沖縄県民はじめ日本国民との矛盾点はすでに限界点を超えました。さらに、憲法違反の集団的自衛権の行使による「海外で戦争する国づくり」など、地球的規模の「日米同盟」の危険な侵略的変質は、日米安保条約と日本国憲法がいよいよ両立しなくなったことを浮き彫りにしています。

日米安保条約発効60年の今年にたたかわれる総選挙で、安保条約の是非を正面から議論することを呼びかけます。

●安保条約第10条に即した、廃棄の通告で、安保条約をなくします…日米安保条約は、一方の国が通告すれば、1年後には解消されます。安保条約をなくせば、米軍基地の重圧から日本国民が一挙に解放されます。在日米軍のために充てていた年間7000億円もの駐留経費と総評価額14兆円ともいわれる土地を、国民の暮らしのために使うことができます。

●東アジアで軍縮のイニシアチブを発揮します…いま、東アジアでは米軍の再配置、軍事力の強化がすすんでいます。一方で、中国も軍事力を増大させています。この地域での軍事的緊張の最大の根源となっている日米安保条約を解消してこそ、日本は中国や東アジアの国々にたいして、「ともに軍縮の道に転じよう」と、軍縮へのイニシアチブを本格的に果たすことができるようになります。

●「核兵器のない世界」へのイニシアチブを発揮します…核兵器廃絶の取り組みでも、米国の「核の傘」から抜け出し、名実ともに「非核の日本」となっこそ、被爆国の政府にふさわしい「核兵器のない世界」へのイニシアチブを発揮することができます。世界の大きな流れとなっている核兵器禁止条約（NWC）の国際交渉を開始することを、世界に呼びかけます。

●対等・平等の立場に立って日米友好条約を締結します…アメリカとは、日米安保条約＝日米軍事同盟に代えて、対等・平等の立場にたつて日米友好条約を結ぶというのが、私たちの提案です。

8、領土紛争の解決は、歴史的事実と国際的道理に立った冷静な外交交渉で

日本共産党は、尖閣諸島（中国名・釣魚島）、竹島（韓国名・独島）、千島列島のいずれの場合も、歴史的事実と国際法から見て、日本の領有権には根拠があると考えています。

問題は、歴代政府が、それぞれの領土紛争について、国際的道理に立った解決のための外交交渉の方針を持って、対応してこなかったことにあります。

日本共産党は、それぞれの領土紛争について解決のための提案を発表し、関係諸国に働きかけてきました。

尖閣諸島問題——冷静な外交交渉による解決を

歴代の日本政府は、1972年の日中国交正常化以来、一度も、日本の領有の正当性を、理を尽くして中国政府に主張したことがありません。領有問題を「棚上げ」にするという中国政府の提案に「合意」し、その後は、ひたすら「領土問題は存在しない」とかたくなに繰り返して、領有の正当性を理を尽くして主張してきませんでした。

尖閣諸島をめぐる紛争問題を解決するために、何よりも重要なことは、「領土問題は存在しない」と、かたくなに繰り返してきた立場をあらため、領土に関わる紛争問題が存在することを正面から認め、冷静で理性的な外交交渉によって、日本の領有の正当性を堂々と主張し、解決をはかる立場に立つことです。尖閣問題での「外交不在」から「外交攻勢」に転じることも必要です。

物理的対応の強化や、軍事的対応論は、理性的な解決の道を閉ざす危険な道であり、日中双方がきびしく自制することが必要です。冷静な外交交渉による解決に徹する必要があります。

さらに、尖閣問題で、日本が領有の正当性を説得力をもって主張するためには、過去の侵略戦争と植民地支配に対する真剣な反省が不可欠です。日清戦争に始まる「50年戦争」が、領土拡張を目的とした侵略戦争であったことを認めてこそ、台湾・澎湖（ほうこ）列島のように侵略で不当に奪取した領域と、尖閣諸島のように正当な手続きで領有した領土とを、はっきり区別し、日本の領有の正当性を堂々と主張することができます。

竹島問題——植民地支配への反省を土台に、交渉のテーブルをつくる

日本共産党は、竹島は、歴史的にも国際法的にも、日本の領土であるという見解を発表しています。同時に、この島を日本に編入した1905年という時期は、日本が韓国を武力で植民地化していく過程であり、韓国の外交権は奪われ、韓国は異議を持っていたとしても、実際上異議をとらえることができなかったのは事実です。

そうした歴史的事情を考えるならば、日本が過去の植民地支配に対する根本的反省と清算をおこなうことが、この問題での冷静な話し合いのテーブルをつくるうえで不可欠です。とりわけ、1910年の韓国併合について、不法・不当なものだったということを認めること、日本軍「慰安婦」問題について謝罪と賠償をおこなうことが必要です。そうした立場のうえ

に、両国で歴史的事実をつきあわせた共同研究をおこない、解決への道を開くことを提唱します。

千島問題——戦後処理の不公正を正し、千島列島、歯舞、色丹全体の返還という立場で交渉をすすめる

択捉（えとろふ）島、国後（くなしり）島の南千島はもちろん、千島列島全体が日本領です。これは、日口間で結んだ樺太（からふと）・千島交換条約（1875年）で画定されたことです。

ところが旧ソ連は「領土不拡大」という第2次世界大戦の戦後処理の大原則を破り、1945年のヤルタ会談での秘密協定に基づき、千島列島を占有しました。日本政府はこれに抗議もせず、サンフランシスコ講和条約で千島列島を放棄しました（1951年、サンフランシスコ講和条約2条C項）。

日本共産党は、こうした戦後処理の不公正をただし、千島列島を放棄した条項にとらわれず、千島列島、歯舞（はぼまい）、色丹（しこたん）全体の返還を求める交渉をするよう提案しています。歯舞、色丹は千島ではなく北海道の一部であり、最終的な解決の過程で返還するという中間的措置もありえます。しかし、そこで平和条約を結ばないことが大切です。平和条約は、領土問題が最終的に解決に至った段階で締結すべきです。

10、憲法改悪を阻止し、平和・人権・民主主義の原則を国政の全分野に生かします 明文改憲も、解釈改憲も許さず、9条を守る多数派を形成するために全力をあげます

政界の中で改憲論が勢いづいています。

2012年4月以降、自民党、みんなの党、たちあがれ日本（その後、太陽の党をへて日本維新の会に合流）が相次いで改憲案を発表し、日本維新の会も「統治機構」改革などとして改憲を主張しています。

自民党が4月27日に発表した「日本国憲法改正草案」で掲げたのは、天皇元首化、国旗・国歌の規定、「国防軍」の保持、家族の尊重、緊急事態宣言などです。自民党は、改憲の必要性を「時代の要請、新たな課題に対応」するためなどとしていますが、そこに示されているのは時代錯誤の古色蒼然（そうぜん）としたものばかりです。

こうした改憲案の内容と改憲の動機は自民党独自のものではなく、みんなの党や日本維新の会などにも共通しています。日本維新の会の石原代表は、「憲法改正などという迂遠（うえん）な策ではなしに、しっかりした内閣が憲法の破棄を宣言して即座に新しい憲法を作成したらいいのだ」などと、“クーデターの手法”による改憲論さえ公言しています。

憲法をめぐる動きは重大な局面を迎えています。改憲案を発議できる衆参両院の憲法審査会は2011年10月から始動しています。「政権奪還」をめざす自民党が、政権公約に「わが党は、『憲法改正原案』の国会提出と憲法改正を目指すと明記し、安倍総裁が公約発表の会見で「私たちの政権公約を貫くものは、できることしか書かないということ」としているように、改憲問題を選挙後の国会の一大焦点にしようとしています。

こうした明文改憲への策動が本格化する一方で、自衛隊が米軍といっしょになって直接的な戦闘行動に参加できるように集団的自衛権の憲法解釈を全面的に変更する解釈改憲論も急浮上しています。解釈改憲と明文改憲の策動は、それぞれ別個にすすんでいるわけではありません。「すぐには明文改憲が無理なら解釈の変更で」とか、あるいは「解釈の変更だけでは限界がある」などと相互に関連し合っています。

侵略戦争・植民地支配への痛切な反省に立って“戦争はしない、戦力はもたない”と明記した憲法9条を変えて、わが国を「海外で戦争をする国」につくりかえようとするくわだては、「自民党型政治」がこの60年間いっかんして追い求めてきたものです。

- 明文改憲にも、解釈改憲にも、あらゆる形の憲法改悪に断固として反対します。
- 憲法 9 条を守る国民的な多数派を形成するために全力をあげます。

憲法の平和・人権・民主主義の原則を国政の各分野に生かします

現在の日本の政治の行き詰まりや閉塞(へいそく)状況は、現行憲法のせいでもなければ、憲法が定めた「統治機構の弊害」のためでもありません。国民の意思や願いにさからって、「アメリカいいなり」「財界中心」に政治がゆがめられてきたことこそが、行き詰まりと閉塞状況の根源にあります。諸悪の根源は、憲法にあるのではなく、逆に、憲法をないがしろにしてきた政治にこそあります。憲法が「時代に合わない」のではなく、憲法の先駆的原則を踏みにじり続けてきた政治こそ、時代おくれになっているのです。

日本共産党は、憲法の前文も含む全条項を厳格に守るとともに、世界で最も徹底した恒久平和主義をかかげる憲法 9 条、国民の生存権と文化的生活を明記した 25 条をはじめ、平和的・民主的条項を全面実施することを求めます。私たちは、国民のみなさんとともに、憲法の平和・人権・民主主義の原理・原則を、国政のすべての分野に生かす道をすすみます。

2012 年総選挙政策各分野政策

2012 年 11 月

31、憲法

日本共産党は、日本国憲法の前文を含むすべての条項を守ります。政党の政策と行動の基礎になる綱領に明記した日本共産党の首尾一貫した憲法政策です。同時に、日本共産党は、憲法の五つの進歩的原則——国民主権と国家主権、恒久平和主義、基本的人権、議会制民主主義、地方自治——については、将来にわたってこれを守り、その全面実施をもとめていきます。人権や民主主義の規定を、現実の政治に生かすとりくみが求められています。

日本国憲法の原則は、世界の進歩の流れをふまえ、それを発展させた先駆的価値をもつもので、二十一世紀の新しい日本の民主的な国づくりの羅針盤 になりうるものだと考えています。

こうした見地から、現憲法を「改正」しようとするいかなる行動にも反対します。とくに、米軍とともに戦争ができることを可能にするための集団的自衛権を行使できるよう憲法の解釈を変えようとする野田首相の「解釈改憲」の動きにも、憲法 9 条を変えて「国防軍」を明記しようとする自民党の「改憲案」にも強く反対します。

民主党、自民党の両党をはじめいま、同時多発的に改憲の動きがいつせいにできています。

野田首相は 8 月 9 日の国会の予算委員会で、「集団的自衛権についての政府内での議論も詰めていきたい」と述べました。この発言は、自衛権の発動は日本への武力攻撃があった場合に限られており、集団的自衛権は保有するが、憲法上の制約から行使はできないという、それまでの政府の憲法解釈の見直しを示唆したものです。自ら議長を努め、関係大臣、財界代表をメンバーにした国家戦略会議の「フロンティア分科会」では、これに先立つ 7 月 6 日に、「能動的な平和主義」のうたい文句のもとに、「他国との連携・ネットワークを高めるためには、集団的自衛権に関する解釈など旧来の制度慣行を見直すことも検討されるべきである」との見解をまとめていますが、野田首相の発言はこれに沿ったものです。

今年に入ってからの動きだけみても、「たちあがれ日本」が「自主憲法大綱案」を発表(4 月 25 日)、自民党が 9 条を変えて自衛隊を「国防軍」とすることをうちだした「日本国憲法改正草案」を発表(4 月 27 日)、「みんなの党」が「憲法改正の基本的考え方」を発表(4 月 27 日)、民主党の野田首相が議長を努める「国家戦略会議フロンティア分科会」が報告書を発表(7 月 6 日)、自民党国家安全保障基本法案(概要)の発表、「日本維新の会」が改憲発議の要件緩和を主張する「維新八策(最終案)」を発表(8 月 31 日)と続けました。衆参

対等一院制国会実現議員連盟の「憲法改正案」の衆院議長提出などの動きも生まれています。

9月の自民党総裁選挙では、候補者の5人全員が集団的自衛権の容認・行使をうたって「憲法改正」を競い合うという異様な状況が生まれています。勝利した安倍晋三総裁は、「安倍晋三の6つの全力」公約のなかで、「憲法改正」と「集団的自衛権の行使を可能に」を政策の柱に掲げました。安倍総裁もとで新たに幹事長に就任した石破茂元防衛相は、同党の国家安全保障基本法案（概要）をまとめた安全保障調査会長であり、「集団的自衛権の行使」と「国民の責務」（「国や地方自治体、国民の責務を定め、国をあげて国家安全保障に取り組む」）をあげ、安全保障の課題で国民が果たす義務を語るなど平和憲法に背く危険な主張をしています。

こうした憲法論議とあわせて、「動的防衛協力」をうたい米軍と自衛隊による海外共同基地建設や共同作戦など、「米軍とともに戦争できる国」への具体化や、武器輸出三原則の緩和、原子力基本法への「安全保障に資する」ことを原子力利用の目的としての盛り込み、秘密保全法制定やPKO協力量案をめぐる動きなどが続いています。

改憲案を発議できる国会の憲法審査会は、2011年10月から衆参両院で本格的に始動し、条文ごとの審査に加え、東北大震災や福島原発事故を口実にして、国家の非常時の超法規的な動きに言及する主張も出されています。

橋下大阪市長が、震災の復興の停滞が「憲法9条のせい」だとのべるなど、社会の矛盾や行政対応の遅れを憲法9条と結び付けるでたらめな議論もありますが、「荒唐無稽」と片づけられません。マスコミの世論調査では、「憲法改正」への支持が大きく上回ったと報じるものもありますが、「国の停滞」をとりあげて「国の統治の仕組みを定めた憲法に原因があるか」と問い、政治の閉塞状況と憲法を結びつけるというやり方もとられるなど、事実上、政治が悪いのも生活がよくなるもないのも、実は9条のせいだという、メッセージが公然と発信されている状況もあります。

現在の日本の政治の停滞や閉塞状況は、現行憲法のせいではありません。国民の意思や願いにさからって、もっぱら財界本位とアメリカいいなりの政治に偏重し、憲法をないがしろにしてきた政治にこそその原因があります。

日本共産党は、徹底した平和主義をかかげる9条、国民の生存権と文化的生活を明記した25条をはじめ、憲法の全条項を厳格に守り実践することこそ、豊かな国民生活を保障する切り札であり、真に国民本位の政治を実現する道だと確信しており、広範な人々との共同を通じて、憲法を擁護しその条項の徹底のために全力をあげます。

日本未来の党

政策要綱

(2012年11月29日発表)

主権国家としての権利を堅持へ

誇外交 食品の安全・医療制度を守り、品格ある外交を展開します。

日本は、自立と共生の理念の下で、自ら主張し信頼を築く外交を展開しなければならず、独立国家としての責任に基づいた日米関係を構築しなければなりません。TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）は、単なる自由貿易協定ではありません。牛肉など食品の安全基準、医療保険などすべてをアメリカのルールに合わせようというものです。だから交渉入りに反対です。

- 自由貿易のための FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）は積極的に推進する
- 食料安全保障の観点からも食料自給率 50%を目指す
- 東アジア外交を重視し、アジアの平和の調整機能を果たす
- 安全保障基本法の制定と国連平和維持活動への参加を進める
- テロ、大災害にも対応できる日本版 NSC を創設する
- 多様な資源外交により安定的なエネルギーの確保を図る
- 「拉致国家」の汚名を返上するためハーグ条約を早期に批准するとともに国内の子どもの連れ去り行為を禁止する

民主党

民主党の政権政策 Manifesto 動かすのは、決断。今と未来への責任。

（2012年11月26日発表）

民主党の理念

- 誰のための政党か 民主党は、「生活者」「働く者」「納税者」「消費者」をよりどころにし、将来世代の声なき声に耳を傾けています。
- めざす国 民主党は、共生の社会をつくり、平和と繁栄の世界の実現にむけ、貢献する国をめざしています。
- めざす社会 透明・公平・公正なルールにもとづき、正義が貫かれる社会、働く人が豊かさや幸せを実感できる社会。格差を是正し、誰にも「居場所」と「出番」のある社会。民主党は改革を前進させます。
国民と国家の安全を守り、「開かれた国益」を追求。
憲法を活かし、「国民主権・基本的人権・平和主義」を徹底。
官から民へ、国から地方へ、「新しい公共」と地域主権を確立。

民主党5つの重点政策

④平和国家としての、現実的な外交防衛

- 国民の生命・財産を守ることは政府の最も重要な役割の一つです。
「冷静な外交」と「責任ある防衛」を組み合わせ、日米同盟を深化させることにより、守りを確実なものにします。
アジアの共生を実現するため、経済面も含めた戦略的外交を展開します。
途上国の貧困削減や民主化などを支援し、世界の平和、安定、繁栄に貢献します。
- 専守防衛の原則に立ち、動的防衛力、南西重視など、防衛大綱にもとづいて着実に防衛力を整備します。
- 海上保安庁などの警戒監視、警備体制を拡充し、尖閣諸島をはじめとする領土・領海の守りを固めます。
- 外交安全保障の基軸である日米同盟を深化させます。
- 嘉手納以南の土地返還の促進など、日米合意を着実に実施し、沖縄の負担軽減をすすめます。
- アジア近隣諸国との関係を大局的見地から強化します。
- 北朝鮮による拉致事件の解決に全力を尽くし、核・ミサイル問題に引き続き全力で対応します。
- 南スーダン等における国連の平和維持活動（PKO）やソマリア沖での海賊対処行動、○

- ODAの戦略的な活用など、国際的な平和貢献を続けます。
○「核兵器のない世界」の実現に向けて努力します。

マニフェスト政策各論

4. 冷静かつ現実的な外交防衛

(1) 防衛力の着実な整備をすすめる

- 専守防衛の原則の下、動的防衛力の強化、南西重視をはじめ、民主党政権下で策定した防衛大綱にもとづいて精強な防衛力を着実に整備する。
- 新たな安全保障上の課題となったサイバー空間や、宇宙、海洋でのリスク対応をすすめる。
- エネルギー、食糧安全保障などを含めた総合安全保障体制を確立する。
- 二国間・多国間で積極的に防衛協力・交流を推進する。

(2) 主権は、断固として守る

- 海上保安庁を中心にした警戒監視や警備体制を拡充・強化し、尖閣諸島をはじめ、領土・領海等の守りに万全を期す。
- 我が国の主権に関する立場を積極的に対外発信していく。
- 尖閣諸島が我が国固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いがなく、現に我が国はこれを有効に支配している。同諸島を巡って解決すべき領有権の問題は存在しない。尖閣諸島は平穏かつ安定的に維持・管理する。
- 我が国固有の領土である北方領土については、四島の帰属の問題を解決し平和条約を締結すべく、これまでの日露間の諸合意、及び法と正義の原則を基礎として、ロシアとの交渉をすすめる。
- 歴史的にも国際法上も日本の領土である竹島は韓国によって不法占拠されており、国際法に従って平和的な解決を粘り強く求めていく。

(3) 日米同盟のさらなる深化と沖縄の負担軽減を両立させる

- 日本の外交安全保障の基軸である日米同盟を深化させ、同時に経済関係の強化を図る。
- 在日米軍再編に関する日米合意を着実に実施する。抑止力の維持を図りつつ、約9千人の海兵隊員を国外移転し、嘉手納以南の土地返還を促進するなど、沖縄をはじめとする関係住民の負担軽減に全力をあげる。民主党政権下ですすめてきた日米地位協定の運用改善をさらにすすめる努力を行なう。

(4) 共生実現に向けたアジア外交を展開する

- 中国、韓国、ASEAN諸国、インド、豪州、ロシアなど、重要性を増すアジア太平洋諸国との関係を大局的見地から強化する。
- 東シナ海を「平和、友好、協力の海」とするため、特に海洋分野で日中間の意思疎通を図る。
- 日中韓FTA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などの経済連携をすすめる。
- 官民一体でインフラ輸出を推進するなど、経済外交を戦略的に展開する。

(5) 北朝鮮による拉致問題・核問題に全力で取り組む

- 主権と人権の重大な侵害である拉致問題の解決に全力をあげる。
- 米韓など国際社会と連携し、北朝鮮による核・ミサイル開発・配備などに対し、全力で対処する。

(6) 国力に相応しい国際貢献を積極的に展開し、日本のプレゼンスを高める

- 国連の平和維持（PKO）活動や災害派遣活動に積極的に参加する。
- ソマリア沖での海賊対処行動を継続する。
- 国連改革をすすめ、安保理常任理事国入りをめざす。
- ODAの活用を通じて、貧困削減、平和構築、民主化支援などをすすめ、途上国の発展に

寄与する。

○ポスト・ミレニアム開発目標（MDGs）の策定に主導的役割を果たす。

○アフリカ諸国との関係強化を含め、資源外交を強化する。

(7)核兵器を廃絶する

○唯一の被爆国として、「核兵器のない世界」を実現するため、積極的に取組み、国際社会において主導的な役割を担う。

みんなの党

2012アジェンダ

(2012年11月28日発表)

(下線部分が憲法改正に関する事項と考えられる箇所—編集注)

I 増税の前にやるべきことがある！

—消費税増税を凍結し、まずは国会議員や官僚が身を切る—

国民の手に政治を奪還する。我々「みんなの党」は、政治家や官僚の利権、既得権益に食いつぶされてきた国民の貴重な税金を、本来の持ち主である国民のもとに取り戻します。

<中略>

みんなの党には、公務員労組等とのしがらみはありません。そして何より、私たちの主張を実現していくための具体案と、強い覚悟があるのです。

A 国会議員が自ら身を切る

1 国会議員の数を大幅削減し、給与をカット

①2回の選挙を経て衆議院議員は300人（180減）、参議院議員は100人（142減）へと削減する。

②国会議員給与の3割、ボーナス5割カットを即時実施する（本則から）。

③1票の格差を完全になくすため、「完全1人1票比例代表制度」を導入する。

④将来的には憲法改正手続きの簡略化を進め、決議要件を緩和。憲法改正によって「地域主権型道州制」を導入した後、衆参両院を統合して一院制（定数200）へと改め、「ねじれ国会」をなくす。

2. 議員特権の廃止

①国会議員に無料で提供されているJRパス、航空券を廃止する。

②衆参議員宿舎を売却する。

③国会議員用の公用車を原則廃止する。

3. 政治資金の流れを透明化し、利益誘導政治から脱却

①企業・団体献金を即時全面禁止する。

②個人の政治献金を促すため、小目献金を中心に全額所得税額控除制度を設ける。

③政党助成金等に係わる情報公開を進め、憲法改正時には政党規定を新設するとともに、政党運営の健全化を図る「政党法」を制定する。

C 真の政治主導（内閣主導）を確立し、国民が主役の政治を実現する

1. 総理大臣を司令塔として国家戦略を策定

①官邸に総理大臣を議長とする「国家戦略会議」を設置し、総理大臣直属の「国家戦略局」で国家運営の基本政策を策定する。

②「国家戦略スタッフ」として政治家、民間人、学者等100人以上を政治任用する。

- ③総理大臣のリーダーシップで、政府全体の行財政改革を省庁横断的に行うため、官邸に総理大臣を議長とする「霞ヶ関改革会議」を置き、専任の大臣が担当する。
- ④憲法改正を必要としない日本型首相公選制を導入。国民投票によって国民が総理大臣にしたい候補者を選んだ後、国会議員はその投票結果に示された世論を尊重して総理大臣の指名に関する投票を行う。将来的には、憲法改正による首相公選制を導入。

6. 熟議の国会を機能させるために

- ①国会の「会期不継続の原則」を改め、通年国会を実現。不毛な日程闘争に明け暮れる「国対政治」と決別し、きちんと議論して決められる政治を取り戻す。
- ②個人の倫理観、宗教観が問われる法案には政党の党議拘束を緩和し、各議員の良心と信条に従い自由な投票を許す。
- ③内閣の提出する法案が議員提出法案の審議に優先する慣行を是正。議員立法の件数を増やし、「国会議員が法律をつくる」という当たり前の政治を実現する。
- ④大臣等の委員会出席義務を緩和し、「総理大臣や外務大臣が国会対応のために国際会議を欠席」といった国益に反する事態を回避。委員会審議における副大臣、政務官の役割を広げる。
- ⑤国会の委員会における定足数要件を見直し、運営をより柔軟かつオープンなものとする。

II 成長戦略で経済復活！

—名目4%以上の成長により10年間で所得を5割アップ—

A 経済成長戦略で雇用を増やす

4. TPP（環太平洋経済連携協定）交渉に参加して攻めの開国

- ④米国・豪州を含むアジア太平洋地域で、経済、エネルギー、観光、安全保障分野での協力を推進。経済分野ではTPPの速やかな交渉参加、CEPEA（東アジア包括的経済連携構想）の交渉推進を図る。同時に、EU等アジア以外の国や地域とのFTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）を推し進める。

IV 日本の再生のためには復興第一！ —東北の被災地から未来を拓く—

B 震災被災地の復興を日本再生のモデルに

1. 被災地対象の新たな取組み

- ①復興庁の本庁を霞ヶ関から被災地に移転し、決済権を持つ専任大臣を原則常駐させる。東北地方整備局を復興庁の傘下に置き、地域主権型道州制移行の先行ケースとして現地主導の復興事業を進める。
- ②憲法上、非常事態法制の整備を明記する。
- ③被災地への進出企業を対象として、「法人税ゼロ」を含めた大胆な税制優遇措置を講じる。
- ④被災地における農林漁業の規制を緩和。民間企業等の新規参入を促し、衰退産業からの再生を目指す。
- ⑤新エネルギーや植物工場等、成長産業の立地に関する優遇措置を被災地で拡充する。

V 「地域主権型道州制」で格差を是正する！

—「3ゲン」を移譲し、消費税を地方の財源に—

VI 激動する国際情勢の中で戦略的な外交を！

—日米同盟を基軸に国民・国土を守り、世界の平和に貢献—

近隣国との領土をめぐる対立、中国やインド、ロシア、ブラジル等の急速な経済発展、民主党政権下での日米同盟の混乱、北朝鮮の拉致問題や核開発等、日本を取り巻く国際環境は

厳しいものがあります。日本は世界第三の経済大国です。政策の過ちによって活かしきれていない高度な技術力と優秀な労働力、そして高い防衛力、さらには米国や豪州、インド、ASEAN 諸国等との信頼関係に基づく外交力も有しています。しかし、この数年間、政界では不安定な短命政権が続き、国際社会における日本のプレゼンスは低下していくばかりです。

いまこそ外交・安全保障の体制を建て直し、日本の潜在力にふさわしい外交を取り戻さなくてはなりません。みんなの党は、日本が自由と人権を重んじる先進民主主義国として、世界の平和と安定にさらに貢献できるように、貧困や地球環境問題、核拡散防止、テロ・海賊対策にも積極的に取り組みます。そして、米国との同盟関係を強化し、防衛力の整備に努め、国民と国土を守るための万全の体制を構築します。

A 国民と国土をしっかりと守る

1. 戦略的な外交安全保障体制の構築

- ①相互信頼に基づく日米同盟体制を我が国の安全保障の基軸とする。
- ②対等な同盟関係という立場から、日米地位協定改定を提起し、「思いやり予算」も見直す。沖縄県の米軍基地負担軽減等の面から、米国に言うべきことは言い、求めるべきは求めていく。
- ③普天間問題では、民主党政権で壊された沖縄との信頼関係を一から醸成。我が国の安全保障の確保、沖縄の基地負担軽減（オスプレイ配備も含む）等の観点から、地元や米国との合意形成を行う。
- ④中国とは経済関係を強化し、人的交流・文化交流を拡大。海上保安機関及び防衛当局間の海上における連絡メカニズムを整備し、相互の信頼醸成に努める。尖閣諸島問題については、領土問題は存在しないという事実を国際社会に周知する。
- ⑤先進民主主義国家として価値観を共有する韓国とは北朝鮮の拉致、核開発問題の解決に向けて関係を改善・強化。竹島問題については、国際司法裁判所（ICJ）等で国際法に則って平和的な解決を模索する。
- ⑥安全保障会議の事務局機能を強化（日本版 NSC）。国家戦略を明確化し、的確な政策オプションが提示できる体制を整える。
- ⑦インテリジェンスの集約・分析機能を強化。正確な情報がタイムリーに政府首脳に伝わる体制を構築する。
- ⑧パブリック・ディプロマシー（広報外交）強化のため、外交・安保政策のシンクタンクや国際交流基金による調査研究、知的交流を拡充。世界に向けて日本の考えが発信できる基盤を強化する。
- ⑨海上保安庁の体制強化に努めるとともに、尖閣諸島の支配を有効にするための措置を講じる。

2. 新たな脅威に備える防衛力見直し

- ①陸海空の各自衛隊のバランスを再検討。人員の陸自偏重を改め、海上自衛隊と航空自衛隊に予算や人員を配分。防衛力の南西シフトをさらに進める。
- ②原子力発電所やその他重要施設の警備体制を強化し、テロ等による攻撃に備える。
- ③サイバー戦の対処能力を強化する。
- ④防衛省・自衛隊の情報収集能力、情報漏洩防止策を強化する。
- ⑤島嶼防衛のための整備の見直しや部隊の再編成を進める。
- ⑥即応予備自衛官・予備自衛官・予備自衛官補の大幅な増員を図る。
- ⑦防衛省の調達システムを改革する。
- ⑧自衛隊の災害対処能力をさらに高めるための体制を整備する。
- ⑨我が国を防衛し、また、国際平和に貢献するため、自衛権の行使の範囲や限界等を法律により明確化する。

B 世界の平和と安定に貢献する

1. 地球規模の課題解決に積極的に貢献

- ①「人間の安全保障」の観点から、地球環境問題、食糧危機、水不足、教育、医療・福祉、貧困撲滅等の分野で、ODA 等を使って人的・技術的・資金的に貢献する。
- ②唯一の被爆国として「核廃絶」の先頭に立ち、「核軍縮」や「核不拡散」に主導的役割を果たす。広島、長崎で世界軍縮会議を開催する。
- ③安全保障理事会の常任理事国入りも含め、国連改革を実現。日本人の国連職員の増加を図る。外務省における多国間外交実施体制を強化する。
- ④インド洋やマラッカ海峡の海賊・テロ対策のために、海上保安庁や JICA による ODA で各国の海上保安機関の能力向上に貢献する。
- ⑤平和構築・平和維持を外交政策の柱として、国連の人道援助活動や PKO 活動に積極的に参加。世界の紛争地の和平仲介や調停に取り組む。
- ⑥「難民保護法」を制定し、難民（政治亡命者）に対する保護を充実させる。

2. 「アジアの中の日本」を重視した外交を展開

- ①インド、豪州、ニュージーランド、インドネシア、フィリピン、ベトナム等の太平洋諸国との間で、経済や安全保障を含めた戦略的な提携関係を強化する。
- ②北朝鮮の核開発問題では、韓国に加えて米国、中国とも連携し、臨機応変に経済制裁措置を活用しながら解決する。拉致問題については、平壤宣言に基づく二国間交渉を進める一方、国連「人道に対する罪」調査委員会の設置等を通じ、国際社会からの一致した行動を喚起しつつ、経済制裁を含め解決のためにあらゆる手段を講じる。
- ③ロシアとは天然ガス供給等を含めた包括的な経済関係を強化。北方領土問題の平和的な解決に向けて話し合う。